

JCHO 諫早総合病院発行の外来処方箋の備考について

令和8年6月1日から外来処方箋様式の変更に伴い、JCHO 諫早総合病院が発行する外来処方箋の備考欄の記載について下記の通り、連絡がありましたので、お伝えします。

1) 残薬を確認した時の対応について

処方箋の様式（様式第二号、様式第二号の二（リフィル））変更に伴い、すべての患者様に対して、「 調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供」にチェックをつけて発行する。

備考	保険医署名 <small>「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。</small>
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。） <input type="checkbox"/> 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 <input type="checkbox"/> 調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供

2) 留意事項

別添3 調剤報酬点数表に関する事項

<p><通則>6（概要）当該指示に基づき減数調剤を行った場合、</p> <ol style="list-style-type: none">① 患者に対して次回受診時に<u>処方医へ残薬の状況を報告することを促す</u>② 手帳を用いて服薬管理指導を行う場合には当該手帳にその旨を記載する③ 減数調剤の概要（患者の残薬の状況、その理由及び実際に患者へ交付した薬剤の投与量、患者への説明内容等）を、原則、翌営業日までに当該減数調剤に係る処方箋を発行した<u>保険医療機関に情報提供する</u>④ 残薬を確認した結果、減数調剤を行うに当たって、調剤する医薬品の調剤日数又は数量を「0」とすることはできず、必要な場合には従前のとおり、処方医への事前の照会を行うこと
--

<p><減数調剤に関する JCHO 諫早総合病院との合意事項></p> <ol style="list-style-type: none">③当該減数調剤にかかる情報提供：必要④数量が「0」となるような変更については、原則「1」として、他の日数を減らす場合と同様に事後の報告は必要 <p>[報告方法] 薬剤部に FAX 0957-24-4712</p>

【注意】これはあくまでも「原則」ですので、個別協議のもとで対応している場合は、その内容に沿ってご対応ください。

3) 関連する疑義解釈事項

調剤時残薬調整加算については関連する疑義解釈資料も、適宜ご確認ください。

- ・疑義解釈資料の送付について（その2）、事務連絡、令和8年4月1日。
- ・疑義解釈資料の送付について（その7）、事務連絡、令和8年5月29日。